



# 携帯電話不正利用防止法に基づく 本人確認方法の見直しの方角性について

---

令和 6 年 4 月  
総合通信基盤局  
利用環境課

# 携帯電話不正利用防止法施行規則の各規定の見直し方針（案）

対面 ／ 非対面	規定※		本人確認方法の内容	方針
	契約時 ・ 譲渡時	貸与時		
対面	イ・ロ	イ・ロ※	書類の提示等	検討中
非対面	ハ	ハ	書類の画像+容貌	廃止
	ニ	ニ	ICチップ+容貌	存置
	ホ	ロ※	原本+転送不要郵便等	存置
	ヘ	ロ※	写し+転送不要郵便等	廃止
	ト	ホ	特定事項伝達型本人限定郵便	存置
	チ	ハ	電子署名に係る電子証明書	存置

※ 携帯電話不正利用防止法施行規則の各対応条項を参照

※ 契約時：第3条第1項第1号 譲渡時：第11条第1項第1号 貸与時：第19条第1項第1号

※ 貸与時の規則第19条第1項第1号ロについては、

・顔写真のない本人確認書類の提示（対面） ・ 原本の送付（非対面） ・ 写しの送付（非対面）

の場合に、通常の契約時の転送不要郵便の送付だけでは足りず、

・支払い方法の確認+転送不要郵便 ・ 本人限定受取郵便

のどちらかを行う確認方法を指しているが、このうち写しの送付（非対面）については廃止する、と言う趣旨である。